

佐賀県規則第37号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成9年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(収入の申告) 第11条 略	(収入の申告) 第11条 略 <u>(収入の把握の方法)</u> <u>第11条の2 条例第15条第2項に規定する規則で定める方法は、条例第34条第1項の規定による入居者の雇主、入居者の取引先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法とする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。